

長崎市の給与・定員管理等について

1 総括(企業職員以外、各任命権者共通)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 昨年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	395,842	231,021,714	5,039,150	25,246,374	10.9	11.1

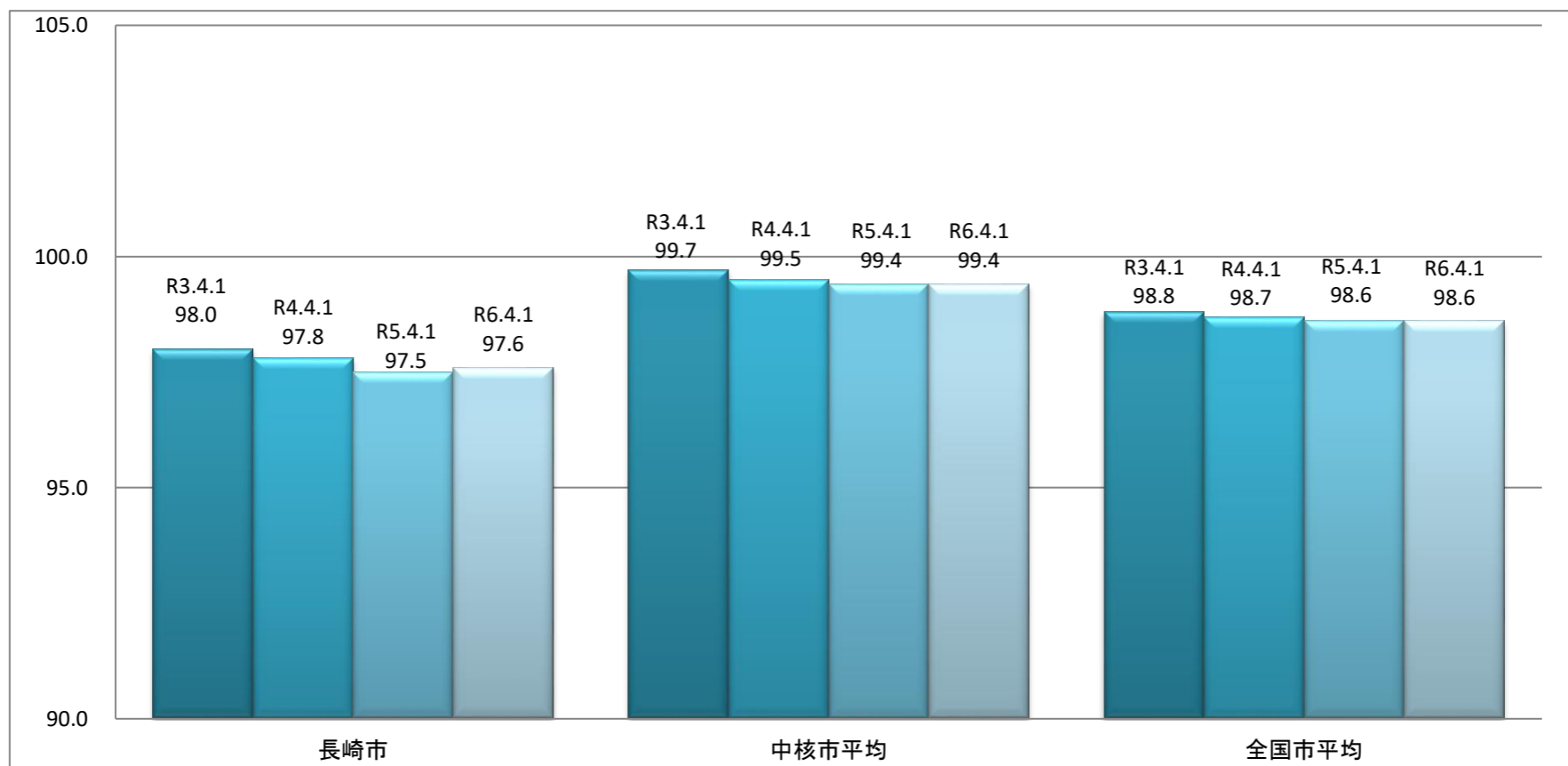
(注) 人件費には特別職(市長、副市長及び市議会議員など)の報酬、給料、退職手当負担金、共済組合負担金などが含まれる。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	2,850	10,016,373	2,378,550	4,320,366	16,715,289	5,865	6,359	

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
 ※ なお、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)は126人であり、当該職員を含んだ場合、職員数は2,993人となり、一人当たり給与費は5,501千円となります。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 中核市平均とは、各中核市のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年1月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、2年3箇月間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び長崎市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、長崎市においても3%を支給
 (実施時期) 見直し前と支給割合に変更なし

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
		4月1日 時点	遡及改定 後										
国基準による支給 割合	3%	3%	—	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
長崎市の支給割合	3%	3%	—	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年1月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長崎市	41.9 歳	311,904 円	385,572 円	347,153 円
長崎県	43.0 歳	318,776 円	389,836 円	352,177 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
中核市平均 (令和5年度)	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長崎市	49.6 歳	147 人	279,630 円	313,973 円	301,485 円	—	—	— 円	—
うち清掃職員	44.7 歳	96 人	269,440 円	309,995 円	294,411 円	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.00
うち調理員	59.9 歳	3 人	301,033 円	318,068 円	310,064 円	飲食物調理従事者	48.9 歳	214,100 円	1.49
うち用務員	59.0 歳	43 人	298,975 円	318,489 円	313,649 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.32
うち自動車運転手	55.6 歳	5 人	296,060 円	349,045 円	327,540 円	乗用自動車運転者	58.3 歳	171,700 円	2.03
長崎県	54.9 歳	115 人	331,061 円	373,060 円	349,370 円	—	— 円	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 円	— 円	—
中核市平均 (令和5年度)	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—	— 円	— 円	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長崎市	4,957,579 円	—	—
うち清掃職員	4,966,616 円	4,321,100 円	1.15
うち調理員	4,824,638 円	2,827,500 円	1.71
うち用務員	5,125,532 円	3,253,900 円	1.58
うち自動車運転手	5,548,412 円	2,181,600 円	2.54

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2～4年の3カ年平均）。

このうち、廃棄物処理業従事者、他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者については全国平均の数値を、これら以外の職種は長崎県平均の数値を使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎市	51.2 歳	387,456 円	458,512 円
長崎県	46.0 歳	375,168 円	428,995 円
中核市平均 (令和5年度)	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎市	41.6 歳	337,100 円	359,143 円
長崎県	45.2 歳	363,833 円	410,420 円
中核市平均 (令和5年度)	39.8 歳	314,557 円	367,977 円

⑤消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長崎市	37.2 歳	288,168 円	358,397 円	320,924 円
中核市平均 (令和5年度)	39.0 歳	312,133 円	409,367 円	357,734 円

⑥フルタイム会計年度任用職員

区分	職員数	平均給料月額	平均給与月額
長崎市	57 人	202,318 円	208,387 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		長 崎 市	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	164,000 円	－ 円
	中 学 卒	151,200 円	149,900 円	－ 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	219,700 円	219,700 円	－ 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	219,700 円	219,700 円	－ 円
	短 大 卒	197,600 円	197,600 円	－ 円
消 防 職	大 学 卒	202,400 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	176,100 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

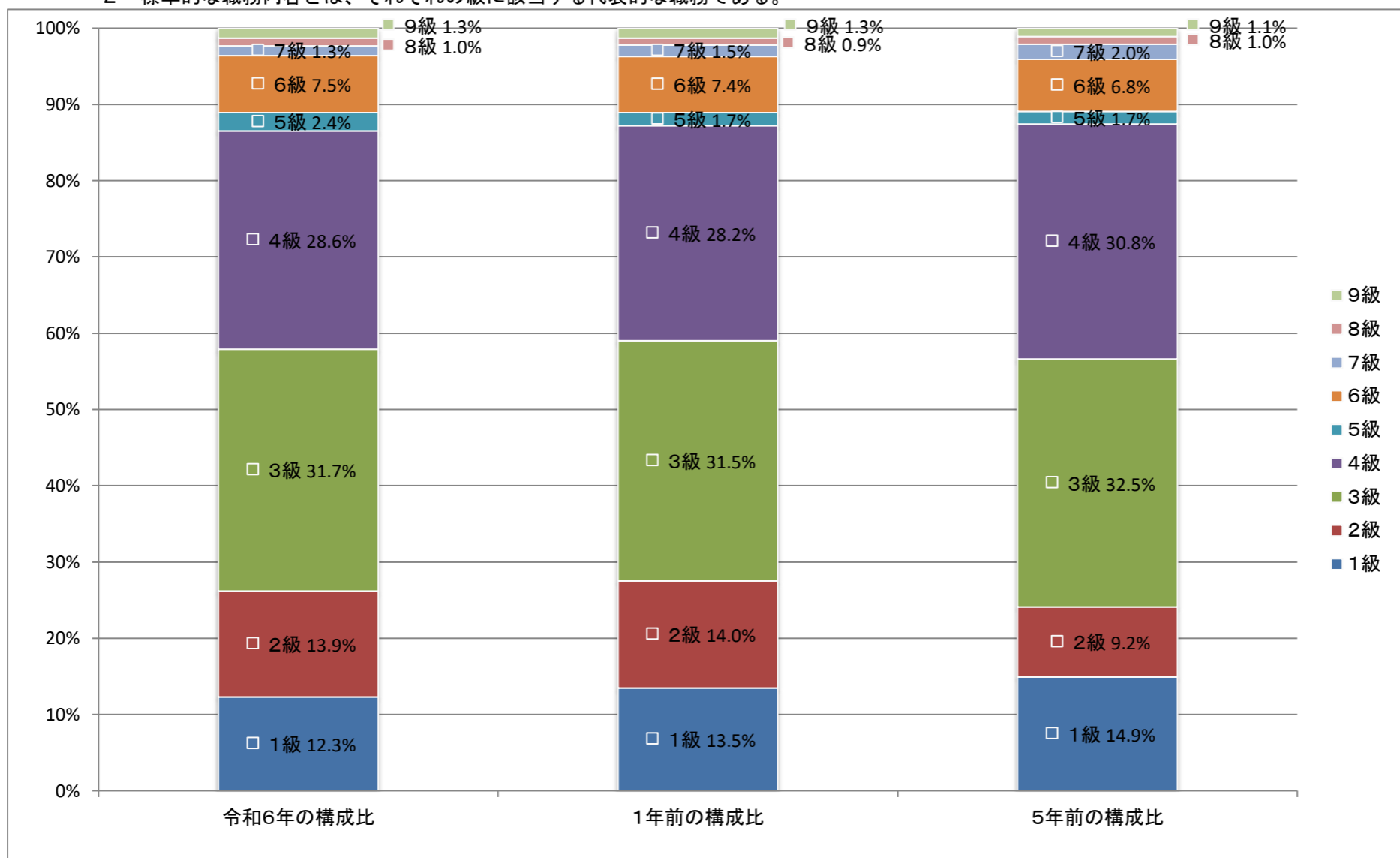
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,464 円	365,482 円	378,634 円	382,838 円
	高 校 卒	230,825 円	323,475 円	344,000 円	361,467 円
技能労務職	高 校 卒	212,700 円	280,400 円	－ 円	319,179 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	－ 円	－ 円	425,200 円	413,767 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
消 防 職	大 学 卒	273,500 円	357,167 円	342,550 円	369,700 円
	高 校 卒	241,633 円	330,186 円	－ 円	370,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況（企業職員以外、各任命権者共通）

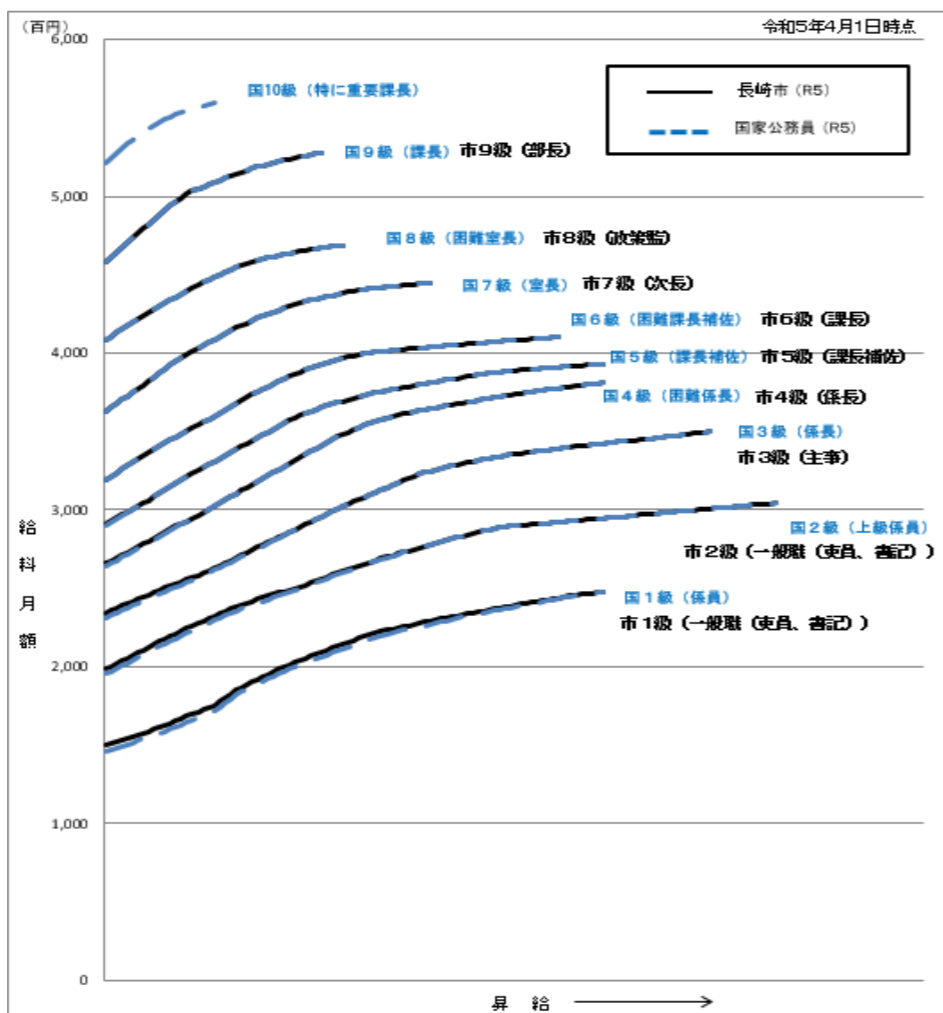
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型な業務を行う職務	218人	12.3%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	247人	13.9%	208,000円	305,200円
3級	1 主事又は技師の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	563人	31.7%	240,900円	351,000円
4級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 専門官の職務	508人	28.6%	271,600円	382,000円
5級	1 課長補佐の職務 2 上席専門官の職務	42人	2.4%	295,400円	394,000円
6級	1 課長又は室長の職務 2 主幹の職務	134人	7.5%	323,100円	411,300円
7級	1 次長の職務 2 署長の職務	23人	1.3%	365,500円	446,200円
8級	部長（市長が定めるものを除く）の職務	18人	1.0%	410,300円	470,000円
9級	1 部長（市長が定めるものに限る。）の職務 2 消防局の局長の職務	23人	1.3%	459,900円	528,900円
計		1,776人	100.0%		

(注) 1 長崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長崎市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○		
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期				○ 令和7年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長崎市	長崎県	国																																																						
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,532 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,611 千円	-																																																						
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)																																																						
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.225) 月分</td> <td>(1.025) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	(1.225) 月分	(1.025) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																																																			
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分																																																			
(1.225) 月分	(1.025) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分																																																			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																																																			
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分																																																			
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分																																																			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																																																			
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分																																																			
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分																																																			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%																																																						

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
2 期末手当、勤勉手当は、民間事業所での賞与などにあたる。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長崎市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

長崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%~45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
1,678千円		21,165千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		356,828 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		122 千円	
支給対象地域等	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京事務所	20 %	8 人	20 %
医師・歯科医師	16 %	7 人	16 %
上記以外	3 %	3,036 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		97.5	
(ラスパイレス指数)		97.5	

- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1+長崎市の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出しています。)

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		39,635 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		14 千円				
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）		19.6 %				
手当の種類（手当数）		10 種類				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価		
高所作業手当	落下の恐れのある高所で作業に従事する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う維持補修等の作業に従事したとき。	10m以上20m未満	5 千円	日額 220円 ※	
			20m以上		日額 320円 ※	
坑内作業手当	地下において調査等の作業に従事する職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業又はたて坑の坑内で掘削作業（作業の検査及び監督の業務を含む）、地質の調査の作業に従事したとき		0 千円	日額 560円 ※	
道路作業手当	道路上において作業に従事する職員	交通を遮断することなく行う2車線以上の道路の維持補修等の作業に従事したとき（深夜の時間帯（午後10時から午前5時まで）を除く）		757 千円	日額 300円 ※	
荒天時作業手当	荒天時に作業に従事する職員	①異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている道路、港湾施設等において行う巡回監視の作業に従事したとき	0 千円	77 千円	日額 710円 ※	
		②上記現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき			日額 1,080円 ※	
		③異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害配備又は遭難救助に従事したとき			日額 840円	
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又はその補助の作業に従事したとき（月の放射線実効線量100マイクロシーベルト以上の被ばく）		77 千円	月額 7,000円	
感染症防疫等業務手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	①感染症病棟若しくは感染症病室等に配置されている医師以外の職員（これに相当する職員を含む）が感染症の病原体に汚染されている区域内で患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき	658 千円	77 千円	日額 290円	
		②新型コロナウイルス感染症の感染区域及びその動線上の移動において、感染者及び感染の疑いがある者のへの対応又は病原体の付着した物又は付着の疑いのある物の処理作業に従事したとき			日額 3,000円	
		③上記の業務のうち新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずると認める作業に従事したとき			日額 4,000円	
		④保健環境試験所の職員のうち感染症法に規定する一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症である新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された物件等の検査業務に従事したとき			日額 290円	
死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱作業等に従事する職員	①行旅死亡人等の取扱作業に従事したとき	1,809 千円	1,809 千円	1件 1,000円	
		②葬斎場の汽かん員が遺体処理作業に従事したとき			日額 1,000円 ※	
一般廃棄物収集作業手当	一般廃棄物の収集作業のうち、引き出し地区での引き出しによる収集作業に従事する職員	環境部の現業職員が一般廃棄物の収集作業のうち、引き出し地区での引き出しによる収集作業に従事したとき		5,586 千円	日額 570円 ※	
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	深夜の全部	24,086 千円	1回 1,100円	
			深夜の一部		2時間以上	1回 730円
					2時間未満	1回 410円
夜間看護等手当	診療所に勤務する職員	診療所に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	深夜の全部	0 千円	1回 6,800円	
			深夜の一部		4時間以上	1回 3,300円
					2～4時間	1回 2,900円
					2時間未満	1回 2,000円
		診療所に勤務する職員が、正規の勤務時間以外の時間において、救急外来等対応のため待機時に呼出しを受けて、1時間以上当該業務に従事したとき				1回 1,620円
		診療所に勤務する助産師、看護師又は准看護師が深夜における勤務の交代に伴う通勤を行ったとき（料金等の一部又は全部を本市が負担するタクシー等を利用する場合を除く。）			(通勤距離) 片道5km未満 5km以上10km未満 10km以上	1回 380円 1回 760円 1回 1,140円

(注) 1 作業に従事した時間が1日につき4時間未満の場合は上記単価に60/100を乗じた額となる。
2 教職員に係る長崎県の条例に基づき支給される手当は除く。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	774,278 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	285 千円
支給実績（令和4年度決算）	947,516 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	352 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給されます。 ・配偶者及び父母等 行政職給料表9級の職員 医療職給料表(1)4級の職員 } 支給なし 行政職給料表8級の職員 3,500円 上記以外の職員 6,500円 ・子 10,000円 ・16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ	—	314,327 千円	239,761 円
住居手当	借家・借間に居住し、一定額(16,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給されます。 借家・借間(家賃月額16,000円以上) 家賃額に応じて最高 28,000円	同じ	—	274,194 千円	285,917 円
通勤手当	通勤のために交通機関等(電車、バス等)を利用し、運賃を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 交通機関利用(電車、バス等) 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高37,105円	異なる	(国の制度) 交通用具使用 距離に応じて最高45,025円	271,706 千円	112,044 円
初任給調整手当	医師及び歯科医師として新たに採用された職員に対し月額308,600円を、獣医師として新たに採用された職員に対し月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から医師及び歯科医師は35年以内、獣医師は20年以内の期間支給されます。	同じ	—	11,690 千円	1,169,004 円
単身赴任手当	事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い住居を移転し、単身で生活することを常況とする職員で配偶者の住居から事務所に通勤することが困難な職員に対し、月額100,000円の範囲内の額を支給されます。	同じ	—	1,152 千円	384,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行う職員に対しその勤務1回につき4,400円の範囲内で支給されます。	同じ	—	735 千円	183,700 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に応じて給料月額の100分の25の範囲内で支給されます。	同じ	—	218,483 千円	774,764 円
休日勤務手当	祝日法による休日又は年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の135の割合で支給されます。	同じ	—	153,235 千円	52,227 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の25の割合で支給されます。	同じ	—	28,442 千円	61,696 円
管理職員特別勤務手当	勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日において、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務する管理職員、また、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対し、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給されます。	同じ	—	1,401 千円	26,942 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校に勤務する教育職員に支給されます(月額8,000円の範囲内で給料の級給の区分に応じて支給)。	—	—	3,831 千円	64,924 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）（企業職員以外、各任命権者共通）

区 分	給 料 月 額 等		
	(参考) 中核市における最高/最低額		
給 料	市 長	1,096,000 円	1,180,000 円 / 707,000 円
	副 市 長	892,000 円	960,000 円 / 696,000 円
報 酬	議 長	737,000 円	823,000 円 / 584,000 円
	副 議 長	673,000 円	747,000 円 / 504,000 円
	議 員	619,000 円	700,000 円 / 475,000 円
期 末 手 当	市 長	令和6年度支給割合 ※ () は令和5年度支給割合 6月期 1.700月分 12月期 1.700月分 計 3.400月分 (1.650) (1.750) (3.400)	
	副 市 長	令和6年度支給割合 ※ () は令和5年度支給割合 6月期 1.700月分 12月期 1.700月分 計 3.400月分 (1.650) (1.750) (3.400)	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) 給料月額×51/100×在職月数 26,830,080円 (任期毎)	
	副 市 長	給料月額×35/100×在職月数 14,985,600円 (任期毎)	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額。

3-6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 昨年度の総費用に占める職員 給与費比率
令和 5年度	千円 21,740,986	千円 811,531	千円 1,561,325	% 7.2	% 7.7

- (注) 1 人件費には特別職の給料、退職手当負担金及び共済組合負担金などが含まれています。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まれていません。

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
令和 5年度	人 273	千円 956,918	千円 194,094	千円 383,381	千円 1,534,393	千円 5,620	千円 0

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長崎市（水道）	42.5 歳	315,252 円	482,278 円
長崎市（下水道）	40.4 歳	329,674 円	500,880 円
市町村平均（水道） （令和4年度）	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
市町村平均（下水道） （令和4年度）	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

- (注) 1 「平均月収額」は、職員1人当たりの平均年収額を12で除して得たものです。
2 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長崎市上下水道事業		長崎市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和5年度）	1,389 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度）	1,419 千円
(令和5年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
2 期末手当・勤勉手当は、民間事業所での賞与などにあたります。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

長崎市上下水道事業			長崎市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（3%~45%加算）			定年前早期退職特例措置（3%~45%加算）		
1人当たり平均支給額	2,640 千円	17,977 千円	1人当たり平均支給額	1,488 千円	20,259 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	30,099 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	109 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長崎市域	3 %	276 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,812	千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			35,530	円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）			18.5	%			
手当の種類（手当数）			5	種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）		左記職員に対する支給単価		
高所作業手当	落下の恐れのある高所で作業に従事する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う維持補修等の作業に従事したとき	10m以上20m未満	-	千円	日額 220円 ※	
			20m以上			日額 320円 ※	
坑内作業手当	地下において調査等の作業に従事する職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業又はたて杭の坑内で掘削作業（作業の検査及び監督の業務を含む）、地質の調査の作業に従事したとき	-	千円	日額 560円 ※		
道路上作業手当	道路上において作業に従事する職員	交通を遮断することなく行う2車線以上の道路の維持補修等の作業に従事したとき（深夜の時間帯（午後10時から午前5時まで）を除く）	277	千円	日額 300円 ※		
荒天時作業手当	荒天時に作業に従事する職員	①異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている道路、港湾施設等において行う巡回監視の作業に従事したとき	-	千円	日額 710円 ※		
		②上記現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	-	千円	日額 1,080円		
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	深夜の全部	1,535	千円	1回 1,100円	
			深夜の一部			2時間以上	1回 730円
						2時間未満	1回 410円

※ 作業に従事した時間が1日につき4時間未満の場合は上記単価に60/100を乗じた額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	67,000	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	259	千円
支給実績（令和4年度決算）	66,258	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	250	千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給されます。 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ	-	30,015 千円	246,023 円
住居手当	借家・借間に居住し、一定額（16,000円）を超える家賃を支払っている職員に支給されます。 借家・借間（家賃月額16,000円以上） 家賃額に応じて最高 28,000円	同じ	-	23,609 千円	319,035 円
通勤手当	通勤のために交通機関等（電車、バス等）を利用し、運賃を負担している職員又は交通用具（自動車等）を使用する職員に対して支給されます。 交通機関利用（電車、バス等） 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高50,885円	同じ	-	24,717 千円	135,065 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に応じて給料月額の100分の25の範囲内で支給されます。（職名に応じた区分、職務の級に応じた額）	同じ	-	12,976 千円	763,294 円
休日勤務手当	祝日法による休日又は年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の135の割合で支給されます。	同じ	-	2,394 千円	199,475 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の25の割合で支給されます。	同じ	-	4,182 千円	209,095 円
管理職員特別勤務手当	週休日、祝日法による休日又は年末年始の休日において、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務する管理職員に対し、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給されます。 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額で支給されます。	同じ	-	36 千円	5,143 円